

# 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県  
（氏名） A

上記被審人に対する令和元年度（判）第23号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

## 記

### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金470万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年3月31日

### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年1月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている石垣食品株式会社（以下「石垣食品」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年8月30日午前8時4分頃から同月31日午前10時3分頃までの間、2取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、自己名義及びE名義の証券口座を用いて、下値買い注文を大量に発注した上で、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を繰り返し引き上げるなどの方法により、同株式合計10万5100株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万3300株を買い付ける一方、同株式合計10万1700株を売り付け、
  - (2) 東京証券取引所市場第二部に上場されている株式会社グローバルダイニング（以下「グローバルダイニング」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月23日午後1時49分頃から同日午後2時58分頃までの間、東京証券取引所において、D証券株式会社を介し、自己名義及びE名義の証券口座を用いて、前記同様の方法により、同株式合計3万7900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万4600株を買い付ける一方、同株式合計7万200株を売り付け、
- もって、自己の計算において、石垣食品及びグローバルダイニングの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第9項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
  - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

(3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙2のとおり。

(別表)

## 違反行為状況

### 1. 石垣食品

違反行為期間:平成29年8月30日8時4分31秒 ~ 平成29年8月31日10時3分15秒

(単位:株)

取引年月日	口座名義人	証券会社	委託株数		売買株数	
			売	買	売	買
平成29年8月30日	A	B証券	0	40,900	37,500	52,800
		C証券	0	0	0	100
	E	D証券	0	47,600	0	40,400
平成29年8月31日	A	B証券	0	16,600	23,300	0
		C証券	0	0	500	0
	E	D証券	0	0	40,400	0
合計			0	105,100	101,700	93,300

### 2. グローバルダイニング

違反行為期間:平成29年10月23日午後1時49分42秒 ~ 同日午後2時58分13秒

(単位:株)

取引年月日	口座名義人	証券会社	委託株数		売買株数	
			売	買	売	買
平成29年10月23日	A	D証券	0	30,000	0	0
	E	D証券	0	7,900	70,200	94,600
合計			0	37,900	70,200	94,600

(別紙2)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 石垣食品株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、101,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量93,300株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(173円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量8,400株を加えた101,700株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(101,700株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(177円×100株+178円×5,300株+181円×6,500株+182円×1,500株  
+183円×7,500株+184円×12,700株+185円×3,300株+186円×600株  
+200円×44,200株+201円×3,000株+202円×1,000株+204円×6,000株  
+205円×3,900株+206円×600株+207円×4,500株+211円×1,000株)  
－ (173円×9,700株+174円×1,100株+175円×2,900株+176円×6,500株  
+177円×3,400株+178円×6,800株+179円×16,100株  
+180円×11,100株+181円×12,000株+182円×20,100株+183円×800株  
+184円×3,100株+185円×4,800株+186円×3,200株+187円×100株)  
＝ 1,514,600円

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額1,514,600円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,510,000円となる。

2. グローバルダイニング株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、70,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量94,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(278円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量28,900株を加えた123,500株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（70,200株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(286円×1,000株+287円×8,200株+288円×1,600株+289円×3,100株+291円×1,400株+292円×1,600株+294円×1,100株+295円×3,900株+296円×2,000株+297円×600株+298円×2,400株+300円×4,500株+301円×500株+302円×3,000株+304円×1,000株+307円×1,100株+308円×4,900株+309円×2,600株+310円×8,200株+311円×800株+312円×2,000株+314円×600株+315円×5,400株+316円×3,100株+318円×2,400株+319円×600株+320円×2,600株)

－ (278円×28,900株+289円×400株+290円×2,200株+291円×1,600株+292円×1,200株+293円×1,100株+294円×1,800株+295円×3,100株+296円×1,800株+297円×2,100株+298円×2,900株+299円×1,900株+300円×3,100株+301円×900株+302円×3,400株+303円×1,500株+304円×100株+305円×4,000株+306円×2,600株+307円×2,200株+308円×3,200株+309円×200株)

= 851,600円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（123,500株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（70,200株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（350円）に当該超える数量53,300株（買付け等の数量123,500株－売付け等の数量70,200株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(350円×53,300株)

－ (300円×10,000株+301円×5,800株+302円×100株+303円×8,000株+304円×7,400株+305円×500株+306円×900株+307円×700株+308円×2,300株+309円×400株+310円×1,900株+311円×400株+312円×4,300株+313円×700株+314円×7,300株+315円×1,700株+316円×600株+317円×300株)

= 2,344,100円

の合計額3,195,700円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、3,190,000円となる。

3. 上記、1. ないし2. により算定した額の合計  
1,510,000円+3,190,000円  
=4,700,000円となる。